



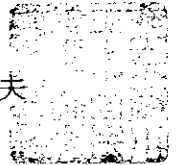
平 健 保 運 収 第 4 号

平 成 3 0 年 1 月 1 8 日

小平市長 小 林 正 則 殿

小平市国民健康保険運営協議会

会長 小 島 和 夫



答 申 書

平成29年11月22日付け平健保発第375号により本協議会に諮問されたことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

1 答申事項

- (1) 小平市国民健康保険条例の一部改正について、原案を適当と認める。
- (2) 小平市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正について、原案を適当と認める。

2 答申内容

(1) 小平市国民健康保険条例の一部改正について

平成30年度から都道府県が国民健康保険の保険者に加わり、財政運営の責任主体が都道府県に移行する。これまでは市が保険者として、医療給付費等に必要な財源として国保税を賦課し、財源不足を補うための繰入金の投入額についても市が判断し、財政運営を行ってきた。換言すると、市の責任で財政運営が完結する制度であったといえることができる。

翻って、制度改正後の国民健康保険制度は、都道府県に納付金を支払うために国保税を賦課し、財源を確保することが求められるが、それでもなお不足額が生じる場合は繰入金で補填することになる。国民健康保険事業特別会計における繰入金の性質は変わらないが、その用途が変容することに留意する必要がある。

このような、財政運営の仕組みが大きく見直されることを背景に、都道府県が保険者に加わることの意味合いも念頭に置きながら、市からの諮問に対し協議を行った。

国においては、公費の拡充を図るため、医療費適正化の取組みを評価するインセンティブの仕組みとして保険者努力支援制度を創設した。また、納付金算定の仕組みの導入に当たり、公費投入による激変緩和措置を講じるとともに、平成30年度の保険料(税)率の取扱いについて、法定外繰入の解消を同時に行う場合、被保険者に与える影響に留意するよう、保険者に対し要請を行っている。このような、制度改正を取

り巻く状況を考慮すると、平成30年度に実施する税率改定については、市民生活の混乱を可能な限り回避する観点からも、一人当たりの法定外繰入を大幅に減額するような大規模な改定は望ましくない。

他方、被用者保険においては、多額の前期高齢者納付金を社会保険診療報酬支払基金に納め、支払基金を通じて、前期高齢者の被保険者の多い国民健康保険に対し財政支援を行っている。これに加えさらに、市の一般会計から国民健康保険事業特別会計に対し財源を投入することは、国民健康保険加入者以外の市民からすると、保険料の二重負担にほかならず、法定外繰入の解消に向けて本腰を入れて取り組まなければならないと考える。

国民健康保険の財政運営の健全化に向けては、今回の税率改定では、後期高齢者支援金分と介護保険分に係る標準保険料率に到達する目標年度が示された。これらは、他の社会保障制度に納付する支援金や保険金であり、高齢化の進展が影響している。医療保険分とは異なり、医療費適正化のインセンティブが見込めないことから、標準保険料率とのかい離を優先的に縮小するものであり、改定については合理性がある。

以上、慎重に協議を行った結果、小平市国民健康保険条例の一部改正について、原案を適当と認める。

なお、制度改正を迎えるに当たり、市民に対し分かりやすく丁寧な説明を行い、円滑な制度移行に備えることはもとより、国民皆保険の最後の砦として安定した財政運営が行われるよう強く望む。

(2) 小平市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正について

納付金算定の仕組みの導入による納付金の変動という新たなリスク要因に対する安定的な財源を確保すること、また、保険税負担の上昇を抑制するために基金を運用することについては合理性がある。

よって、小平市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正について、原案を適当と認める。

3 付帯意見

(1) 安定した国民健康保険事業を運営するため、収納率の向上のみならず、健康診査の重要性について啓発し、被保険者の健康意識の高揚に資する取組みを推進すること。また、ジェネリック医薬品の普及、残薬の解消、重複受診者や重複服薬者への勧奨など、地域の特性を活かしたデータヘルス計画を着実に推進すること。

(2) 現行の国庫負担金割合の引き上げ及び子どもの多い世帯への均等割軽減の実施について、国に対し要望を行うこと。